



令和3年9月17日
奈良市子ども政策課
社会福祉法人郡山双葉会
鶴舞やまとこども園育友会

平素は本市の教育・保育行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

鶴舞こども園については、令和2年4月より民間移管を実施し、「公私連携幼保連携型認定こども園 鶴舞やまとこども園」として運営が開始されています。

この度、鶴舞やまとこども園育友会、社会福祉法人郡山双葉会、奈良市において、令和3年度第一回目となる三者協議会を、令和3年7月8日に開催いたしましたので皆様にお知らせいたします。

【三者協議会概要】

日時：令和3年7月8日（木）9時20分～11時00分

場所：鶴舞やまとこども園保育室

- 内容：（1）2階ホールパーティションについて
（2）交差点の看板設置について
（3）重要事項説明書について
（4）その他

1 三者協議会の内容について

◇2階ホールパーティションについて

鶴舞やまとこども園の移管にあたる施設整備において、新たな園舎の設計案が示された後、移管前の三者協議会や保護者説明会等で協議を進める中で、「設計されたリズム室の面積でこれまでの行事が実施できるのか」「オープン型のリズム室では園児の声や動きによって他のクラスの保育に支障が生じるのでは」等の意見があり、以前の鶴舞こども園にあったような独立したリズム室の確保を求める声が出ていました。（これらの協議の内容については、公私連携だよりVol.5・Vol.6に掲載されています）

保護者及び市に設計案が示された時点で大幅な設計変更は不可能との事から、法人より提案のあったオープン型のリズム室として整備されることとなりましたが、保護者の意見を受け、法人としても必要に応じてパーティション等が設置可能なように検討することや、移管後には移管前より多くの園児が在籍することからも、その使用方法については検討が必要であるとの回答がありました。

昨年の三者協議会でもリズム室の間仕切りについて、「どのようなもの」「どういった目的」「いつ」設置するのか、保護者にも事前に知らせながら対応してほしいとの要望がありましたが、協議時点で設置には至っていませんので、この度の三者協議会の議題としています。

【郡山双葉会より】

2階ホールのパーティションの設置については、硬化素材の仕切り板の検討もしましたが、収納時のスペースや安全性の問題から、2階ホールに隣接する保育室の園児達がホールでの活動の動きに気を取られないように、視界の遮断を目的としてカーテンを設置することで検討を進めています。

【育友会より】

民間移管に係る施設整備の設計段階から、以前の役員や保護者からもホールは別室で確保してほしいとの意見が出ていました。このことから、カーテンを設置するに至った経緯として、あくまで妥協案としてこの案になっていることは奈良市にも理解いただきたいです。

【奈良市より】

昨年度の三者協議会の中でも意見があったように、保護者に対して設置の目的や工程などを事前にしっかりと説明を行いながら進めるようにお願いします。

◇交差点の看板設置について

【郡山双葉会より】

駐車場の完成以降、園とは関係のない車やトラックが駐車場に迷い込むことがあり、その対策として園の入口や手前の交差点に看板を設置することを検討しましたが、市道の構造物への設置は制限があることや、民間の看板は私有地に設置することが基本との見解があり、他の対応方法を検討中です。

【奈良市より】

園の駐車場入口には門が無く、道路が続いているように見えるため、看板設置に変わる対応策として、まず入口正面の柵に簡易なラミネート素材等で進入を抑止できるような対策をとることを提案しています。

◇重要事項説明書について

【郡山双葉会より】

令和2年度の園の指導監査に対する口頭指導への対応として、重要事項説明書及び利用契約書を作成し、令和4年度より実施を検討していますが、できるだけ早く保護者の皆様に配布したいと考えています。法人の方で一般的な様式を使用して案文を作成しているため、特別な記載等は含まれていないと考えていますが、指摘をいただければ市とも相談しながら内容を確定していきたいと思っております。なお、利用契約書については同意を得ていることを担保する意味でも、書面で取り交わしたいと考えています。

【育友会より】

様式の記載内容は育友会の一存で決定できないため、全保護者に対して説明したうえで導入いただきたいです。

【奈良市より】

重要事項説明書に記載すべき内容が網羅されている書面が別があれば、それに対応することも可能ですが、一般的には重要事項説明書の書式を用いて説明することが多いと考えられます。

様式の中の退園理由について、「その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき」とありますが、園運営等に意見を言う保護者は園の意にそぐわないため、退園になるのではないかと懸念してしまいます。

(法人) この記載については、園の意にそぐわない方を退園させるという意味を含めた目的の文書でも書面でもありません。もし理不尽な対応がなされたと思われる場合には、しかるべきところから園に対して指導や注意が行われるものと思われまますので、そのような意味は含まれていませんのでご安心ください。

◇その他

◆一学期の運営状況に関する総括について

【奈良市より】

令和3年4月以降の奈良市の関りとして、公立園の園長経験者である保育アドバイザーが園に訪問し、園の運営内容や教育・保育について具体的な相談対応等を実施することに併せて、主に以下の3点について改善指導や支援を行ってきました。

- ① 保護者からの疑問等に対する説明対応について
- ② 園としての、奈良市の教育・保育内容に対する知識向上について
- ③ 園の運営に係る、保護者への発信及び各保育教諭等に対する情報共有について

これらを踏まえ、鶴舞やまもこども園として奈良市の教育・保育を引継ぎ、更に発展できるよう、より一層取り組んでいただきたいと思います。今後、奈良市では保護者アンケート（7月19日実施）の結果等を踏まえ、指導及び支援方針を検討していく予定です。

移管前の鶴舞の教育・保育や鶴舞らしさを引き継いでほしいと以前から意見していますが、そういった面での改善はなされているのでしょうか。また、昨年度のように市が園に見に来ているだけでなく、関わり方を変える必要があることをしっかりと認識いただき、子どもたちの限られた時間の中でスピード感をもって対応いただきたいです。

(市) 保護者目線ではまだ足りないと感じている部分もあるかもしれませんが、保育アドバイザーの訪問や相談対応によって、少しずつより良い方向に向いていると考えています。また、園への訪問頻度や手法については、より効果的な方法に見直していく必要があると考え、4月、5月は毎日訪問していたものを、6月からは週2回程度の訪問としてより具体的に寄り添く保育内容についてアドバイス等を実施しています。

保護者としては奈良市の教育・保育や以前の鶴舞らしさに沿って実施されているかが重要であり、アドバイザーの先生は以前の鶴舞の教育・保育を理解したうえで指導いただいているのでしょうか。

- (市) 奈良市の公立園では根本的な教育・保育内容は同様ですが、園長先生によっても特色やプロセスは異なります。異動などで園長や職員が変われば、一から園の教育・保育を作り上げることは公立でも私立でも変わりはなく、鶴舞やまともども園が目指す子どもの姿に到達する過程も様々です。

保育アドバイザーは、奈良市のやり方を指導するのではなく、公立園の園長として培ってきた経験に基づいてアドバイス等を行っています。4月、5月は園運営等、園全体の相談を受けいていましたが、6月に入ってから、先生方の依頼に基づいて具体的に部屋に入ったりして相談対応を行っています。また、奈良市子ども園カリキュラムに関する研修も実施し、幼児クラスでは奈良市と同じような内容で実践いただいていると考えています。

保育アドバイザーが園に対して指導した具体例とその改善点を保護者に周知することで、安心や満足に繋がるのではないのでしょうか。

- (市) 保育アドバイザーの訪問によって、園の教育・保育や運営等に反映された事項は園の方から積極的に発信に努めていただきたいと考えています。

- (法人) 法人としては、まだまだ十分に改善されたとは考えていませんので、実際に保護者の声を聞き、課題に対してスピード感をもって対応していきたいと考えています。また、改善した内容等については、皆様にお知らせするなど、対応を検討させていただきます。

現在のアドバイザーの先生の訪問については、4月、5月のように毎日園に訪問いただいたものから、6月以降は訪問回数も減少しています。これは、これまで指導等をいただいた内容を踏まえて園が実践し、成長するという意味の時間も必要となるため、保護者の皆様にはご理解いただきたいと思います。

◆登降園管理システムの導入と延長保育料について

移管後の保護者負担については、三者協議会で協議するとの規定がありますが、ICTシステムの導入によって降園時間が明確化され、少しの遅れでも延長保育料がかかるようになっていきます。これは結果的に保護者負担の増加につながっていることから、導入にあたり協定書に規定された三者協議会で協議することを守っていないのではないかと認識している保護者の方もいます。法人公募の条件に入っていたのであれば、市の方からも説明いただく必要があるのではないのでしょうか。

- (市) ICTシステムの導入によって、利便性が高まった部分もある一方で、時間が明確化されることによって少しの遅延でも延長保育料がかかるようになっていきますが、公立園の運営においても通常の保育時間を過ぎれば延長保育料がかかる考え方は同様です。

また、鶴舞こども園の法人公募時点では、ICTシステムの導入は条件となっていませんでしたが、移管後の運営内容を協議する中で法人から保護者に対して提案があり、導入されるものとなりました。

現在では、市が取組んでいる新たな園の移管条件にも、ICTシステムの導入を条件としており、また、公立園においてもその導入が進められています。

- (法人) 法人が運営する既存の園でも以前よりICTシステムを導入しており、利便性から考えて鶴舞やまともども園でも提案し、導入したものです。

以前の役員から聞いていたのは、ICTシステムの導入について運用を柔軟に対応していただければと伝えたと聞いています。新園舎の工事中は駐車場の混雑によって遅延した場合は園が対応いただいたこともありましたが、工事が完了し、駐車場の運用が開始されてその対応がなくなったのであれば、料金がかかることを通知する必要があると思います。また、駐車台数も限られていることから、スムーズな利用を促すアナウンスも必要だと思えます。

- (法人) 延長料金について、法人の他の園でもICTを導入する前後で通常の保育時間を過ぎれば料金を徴収するという考え方は変わっていませんが、人命救助などの理由によっては柔軟な対応が必要なものも考えられます。しかしながら、そういった個別の対応がトラブルの原因となることがあります。

また、降園時のアナウンス等のご意見も聞かせていただきながら利用方法を案内するなど、対応させていただきます。

【最後に】

この度の三者協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議時間を区切って開催いたしました。また、会議時間短縮のためにも、事前に協議内容を共有し、時間内に議論が終了しない場合は次回に持ち越すなど、感染拡大防止に最大限配慮した対応を行いました。今後も必要に応じて三者協議会を開催し、協議を実施してまいります。

鶴舞やまとこども園に関する問合せ

[担当] 社会福祉法人郡山双葉会 (担当) 生田
鶴舞やまとこども園 (担当) 浅野・幸田
[TEL] 0742-45-4753

[鶴舞やまとこども園HP] <https://koryamafutabakai.or.jp/introduction/tsurumai-yamatokodomoen/>

[幼保再編に関するHP] <https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/9811.html>

民間移管に関する問合せ

[担当課] 奈良市子ども政策課
(担当) 小林 ・ 高野
[TEL] 0742-34-4792
[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp